



しずおかスマートオフィス実践プラン

(静岡県地球温暖化対策実行計画 (事務事業編))

2018 (平成 30) 年 3 月

静岡県

目次

1	計画策定の背景	
(1)	地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
(2)	静岡県での取組	1
2	前計画の取組実績	
(1)	前計画の概要・目標	2
(2)	温室効果ガス排出削減の実績	2
(3)	エネルギー使用量の推移	3
3	基本的事項	
(1)	計画の位置付け	4
(2)	計画の目的	4
(3)	計画の期間及び見直し	5
(4)	計画の対象とする範囲	5
(5)	計画の対象とする温室効果ガスの種類	5
4	計画の目標	
(1)	温室効果ガス排出量の削減目標	6
5	具体的な取組	
(1)	基本方針	8
(2)	具体的な取組内容	9
6	計画の推進、進捗管理	
(1)	推進体制・体系図	19
(2)	推進方法	21
(3)	公表	22
	チェックシート・報告様式	23
巻末資料		
1	施設設備の運用改善参考資料	29
2	基準年度における温室効果ガス排出状況	31
3	過去の計画と実績	34
4	県有施設への新エネルギー等の導入実績	35
5	ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）	38
6	電力の調達に係る環境配慮方針	39
7	グリーン購入の促進	41
8	ごみ削減作戦	42
9	省エネ法	43
10	静岡県地球温暖化防止条例	45
11	静岡県地球温暖化対策推進本部	47

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化問題に関する国内外の動向

2014（平成26）年11月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第5次評価報告書統合報告書によると、温暖化には疑う余地がなく、その要因が人間活動によるものだと科学的にほぼ断定しています。また、今世紀末における世界平均地上気温は、追加的対策を行わなかった場合、産業革命前の水準と比べて最大で4.8℃上昇すると予測されています。

一方、2015（平成27）年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、温室効果ガス削減に向けた新たな国際的枠組である「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすることが世界共通の目標とされています。

パリ協定を受けて、国は、「温室効果ガスを2030年度に2013（平成25）年度比で26.0%削減する」ことを目標とした「地球温暖化対策計画」を2016（平成28）年5月に閣議決定しました。

(2) 静岡県での取組

本県では、1996（平成8）年3月「ふじのくにアジェンダ21」の策定以降、県内の地球温暖化対策を総合的に推進しており、現在は、2015（平成27）年3月に策定した「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」に基づき、「温室効果ガスを2020年度に2005（平成17）年度比で20%削減」に向けて取組を行っています。

県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に対しては、2001（平成13）年2月「地球にやさしい新世紀行動計画」を策定、2度の改定を経て、2015（平成27）年3月「新しずおかエコオフィス実践プラン」を策定し、積極的に取り組んでまいりました。

このたび、「新しずおかエコオフィス実践プラン」の計画期間が2017（平成29）年度中に終了することから、地球温暖化に関する国内外の動向や、近年、働き方改革に伴い働きやすい職場環境が求められていること等を踏まえて新たな計画を策定し、県の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組むこととします。

この新たな計画は、これまで実践してきた職員の率先行動の継続と、より積極的に省エネにつながる賢い技術や手法を活用することにより、働きやすい職場環境を実現しながら無駄のないエネルギー消費を推進し、排出する温室効果ガスの量が少ないオフィスを実現するという趣旨から「しずおかスマートオフィス実践プラン」とします。

2 前計画の取組実績

(1) 前計画の概要・目標

前計画：「新しずおかエコオフィス実践プラン」2015（平成27）年3月策定

目標：2017（平成29）年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で5%削減

*温室効果ガス排出量算出に使用する電力の排出係数は、各電気事業者の毎年度の実排出係数とする。

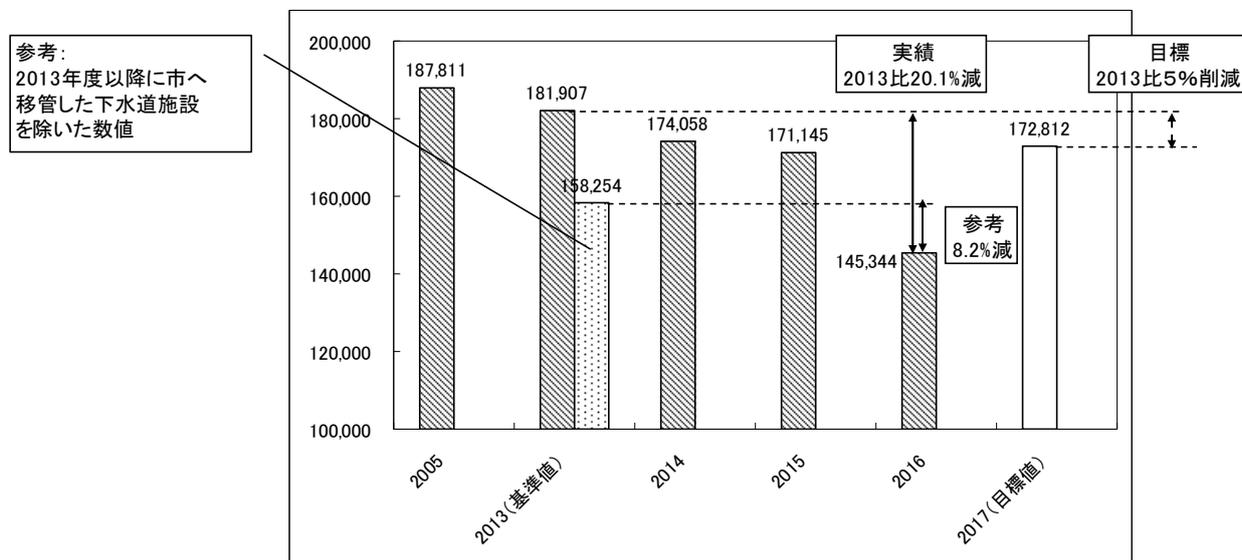
(2) 温室効果ガス排出削減の実績

2016（平成28）年度の温室効果ガス削減率は、2013（平成25）年度比20.1%となり、目標年度を前倒して達成しています。

これは、電力使用量の多い夏期及び冬期に重点取組期間を定め、各施設において数値目標を設定するなどして積極的に省エネルギー行動をとったこと、エネルギー使用量の大きな施設が市へ移管したこと及び電気事業者ごとの排出係数が大幅に改善したことが要因であると考えられます。

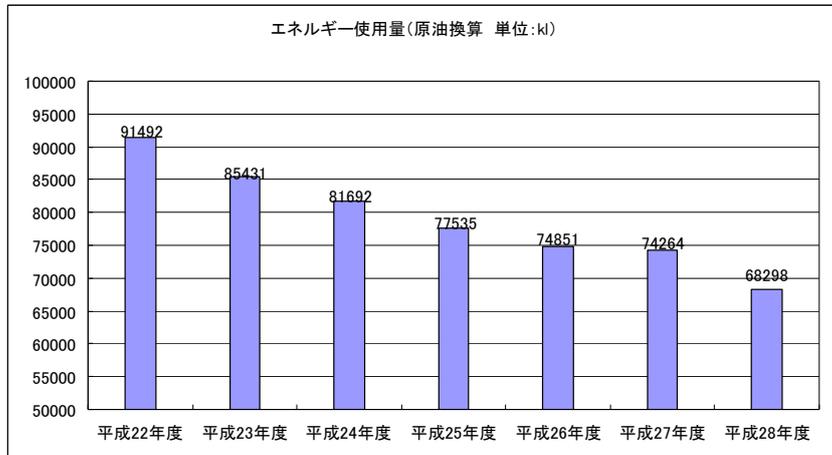
なお、2013（平成25）年度以降に市へ移管した下水道施設を基準値から除いた場合の削減率は8.2%です。

【県の事務事業による温室効果ガス排出量の推移（t-CO₂）】



(3) エネルギー使用量の推移

2016（平成 28）年度のエネルギー使用量は 68,298k1 で、2013（平成 25）年度比の削減率は 11.9%です。



※知事部局、企業局、がんセンター局、教育委員会及び警察本部が、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき国に提出している定期報告書のデータを集計。

※エネルギー使用量が正確に把握できる 2010（平成 22）年度分より記載。

3 基本的事項

(1) 計画の位置付け

ア 地球温暖化対策の推進に関する法律における位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が定めることとされている「温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地球温暖化対策地方公共団体実行計画）」として策定しています。

地球温暖化対策地方公共団体実行計画

地球温暖化対策地方公共団体実行計画は、地域の温暖化対策を定める「区域施策編」と自らの温暖化対策を定める「事務事業編」に区分され、本プランは「事務事業編」に相当します。区域施策編として、本県では「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

イ 地球温暖化防止条例における位置付け

本計画は、静岡県地球温暖化防止条例第 3 条において規定する「県の責務として、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のために講ずる措置を計画的に推進するための方針」として位置付けています。

ウ 本県の諸計画における位置付け

本計画は、「静岡県総合計画」や環境部門の大綱である「静岡県環境基本計画」の目標を達成するため、地球温暖化防止に向けた自発的行動の促進に関する方針を示すものとして位置付けています。

(2) 計画の目的

自らの事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図り、地域の温暖化対策を定める「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」や目標値を達成するために必要な取組を推進します。

また、県が率先して地球温暖化防止に取り組むことにより、県民、事業者、市町等の主体的な取組を促進します。

改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画

計画期間 2011（平成 23）年度～2020 年度の 10 年間

削減目標 2020 年度の排出量を 2005（平成 17）年度比で 20%削減（森林吸収量含む）

長期目標	2050 年度の排出量を 80%削減
短期目標	2017（平成 29）年度の排出量を 17%削減

改定年月 2015（平成 27）年 3 月

(3) 計画の期間及び見直し

国の地球温暖化対策計画に即し、2030年度末までの13年間を計画期間とします。

なお、目標や措置の進捗の程度及び地球温暖化対策に関する国計画や県実行計画を踏まえて弾力的に見直すこととします。

(4) 計画の対象とする範囲

知事部局、企業局、がんセンター局、議会事務局、各種委員会事務局、教育委員会（県立学校、教育施設等を含む。）、静岡県警察（警察本部、各警察署等）が行う事務事業を対象とします。

また、上記が所管する指定管理者制度導入施設についても対象とします。（以降、本プランの対象施設を「県」と表記します。）

なお、県が行う公共工事、外部で実施する県主催イベント、県の管理する道路に設置された道路照明及び信号機より排出される温室効果ガスについては、排出量の算定対象から除きますが、環境に配慮した業務執行に努めます。

※工事現場等の継続的に事業活動を行う工場等に該当しない区画において使用するエネルギー、道路に付帯する設備は、省エネ法に基づいて報告することとされているエネルギー使用量の算定対象外とされているため、これと整合を図ります。

(5) 計画の対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に基づき、次の5種類とします。

- ア 二酸化炭素（CO₂）
- イ メタン（CH₄）
- ウ 一酸化二窒素（N₂O）
- エ ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの（HFCs）
- オ 六ふっ化硫黄（SF₆）

※地球温暖化対策推進法第2条第3項では、上記以外に、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの（PFCs）及び三ふっ化窒素（NF₃）も規定していますが、これらは半導体の製造工程等で使用されるものであり、県の事務事業により排出されることが想定されないため、対象外とします。

4 計画の目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

【目標】 2030 年度に 2013（平成 25）年度比で 40%削減
（5 年後（2022 年度）の目安：2013（平成 25）年度比で 28.5%削減）

ア 削減目標の考え方

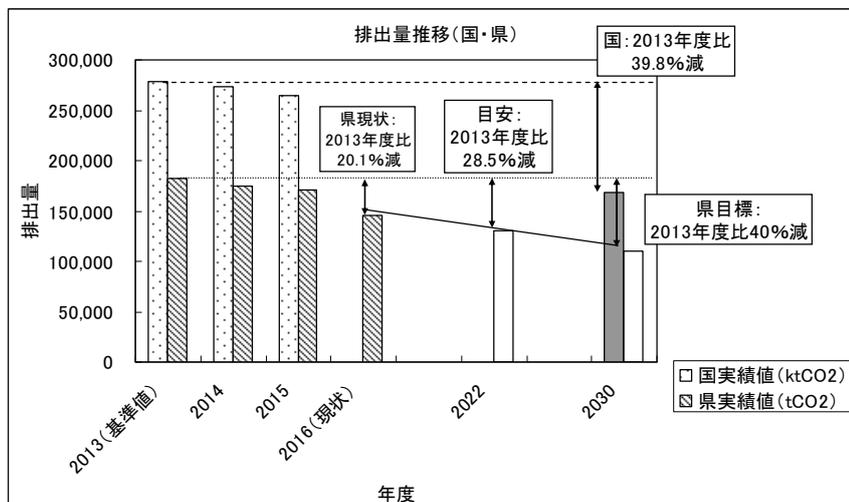
- ・ 2016（平成 28）年に閣議決定された国地球温暖化対策計画では、2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013（平成 25）年度比 26.0%としています。部門別では、県の事務事業が該当する業務部門で、エネルギー起源 CO₂ を 2030 年度に 2013（平成 25）年度比 39.8%削減することを目標としています。
- ・ 改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画では、2020 年度の温室効果ガス排出量を 2005（平成 17）年度比で 20%削減することを目標としています。部門別では、民生業務部門の目標を、2020 年度に 2005（平成 17）年度比で 11%削減することとしています。
- ・ 削減目標の設定に当たっては、これらの目標と整合を図ることとします。

イ 基準年度

前計画からの連続性及び国地球温暖化対策計画との整合性を考慮し、2013（平成 25）年度を基準年度とします。

ウ 削減目標の算定

- ・ 国の業務部門におけるエネルギー起源 CO₂ 排出量及び県の事務事業からの温室効果ガスの排出量の推移は下図のとおりです。県が排出する温室効果ガスは、約 9 割がエネルギー起源 CO₂ に由来するものですので、目標は、国の業務部門におけるエネルギー起源 CO₂ 排出量の削減目標を満たす、2030 年度に 2013（平成 25）年度比 40%減とすることとします。
- ・ なお、このとき、5 年後の 2022 年度の目安値は、2013（平成 25）年度比 28.5%減です。



- ・基準値及び実績値の算定に際し使用する電力の排出係数は、各年度の（算定年度の前年度の）電気事業者の実排出係数を使用します。
- ・なお、各年度の電気事業者の排出係数は変動があり、エネルギー消費量削減の取組効果が把握しにくくなることから、実績算定時には、省エネ法で規定される定期報告で報告するエネルギー使用量も参考併記することとします。

5 具体的な取組

(1) 基本方針

2015（平成27）年3月に策定した新しずおかエコオフィス実践プランでは、職員の率先行動の継続と徹底等を方針に掲げ、目標を達成してきたところです。

さらに2030年に向けて、働きやすい職場環境を実現しながら、より一層の温室効果ガス排出量削減を達成するためには、率先行動の継続はもちろん、より積極的に省エネ技術や手法を活用した効果的な取組を実施する必要があります。

よって、本プランでは、以下の方針に基づき取組を推進します。

施設、設備の省エネ化

（施設整備の企画立案時・予算要求時・設計時における考慮）

県有施設の新築・建替・改修時及び設備機器更新時に、省エネルギー効果の高い新技術や再生可能エネルギーを積極的に導入し、エネルギー消費の少ない県有施設を整備します。

エコで快適な職場環境づくり

（庁舎管理者の運用改善、小規模投資・所属による取組）

適切な庁舎管理や省エネにつながる機器の活用等により、環境への配慮と働きやすい職場環境の両立を実現します。

環境に配慮した事業の推進

（各部局での事業執行における配慮）

各部局において、環境配慮の視点を取り入れて事業を執行します。

職員の率先行動の継続

（職員一人ひとりの行動）

国民運動「COOL CHOICE」の考え方を取り入れ、職員一人ひとりが環境に配慮した率先行動を継続して実施します。

地球にやさしい取組の実施

（その他の取組）

県の事務事業から排出される温室効果ガス削減に直接的な影響はありませんが、間接的に地球温暖化防止に貢献する取組を率先して行います。

(2) 具体的な取組内容

ア 施設、設備の省エネ化

(施設整備の企画立案時・予算要求時・設計時における考慮)

県有施設の新築・建替・改修時及び設備機器更新時に、省エネルギー効果の高い新技術や再生可能エネルギーを積極的に導入し、エネルギー消費の少ない県有施設を整備します。

なお、大規模排出施設については、静岡県地球温暖化防止条例に基づく「温室効果ガス排出削減計画書」により、主体的な取組を実施します。

<具体的な取組>

- ・「“ふじのくに” エコロジー建築設計指針」を規模・用途に応じて適用し、環境への負荷の少ない施設を計画する。
- ・「県有建築物長寿命化設計ガイドライン」に基づき、省エネルギーに配慮した、環境にやさしく長い期間快適に使うことができる施設を計画する。
- ・施設所管課・営繕関係課・環境局担当課等、関係部局同士の連携により、ZEBの実現に向けた取組を推進する。
- ・省エネ診断を実施し、既存施設の効果的な省エネ対策を把握する。なお、施設所管課においてはその結果を有効活用することとし、特に運用改善により省エネが可能な提案は可能な限り早く実施し、投資が必要な提案は投資回収を考慮の上、実施に努める。
- ・環境局担当課が省エネ相談窓口となり、各部局に支援制度等の情報提供を行う。

※ZEB（ゼブ）：ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略。快適な室内環境を保ちながら、断熱や昼光利用といった手法や高効率な設備の導入等により建物の省エネ化を図るとともに、再生可能エネルギーの導入でエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建物のこと。(P38 参照)

大規模排出施設

省エネ法では、年度間エネルギー使用量が原油換算で1,500k1以上の事業所を、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある事業所（第一種（第二種）エネルギー管理指定工場）として指定しています。本県のエネルギー管理指定工場において今後実施する取組は以下のとおりです。

施設名	種別	エネルギー管理を行う組織	取組予定
県庁本庁舎	一種	知事部局	従来型蛍光灯をLED照明に順次改修
静岡コンベンションアーツセンター（グランシップ）	二種	知事部局	不要照明の消灯徹底、灯具の順次LED化
静岡県狩野川流域下水道狩野川西部浄化センター	二種	知事部局	エアコンの設定温度の徹底、クールビズ・ウォームビズの推進
県立静岡がんセンター	一種	がんセンター	照明のLED化、空調設備の更新に合わせた高効率設備の導入
企業局寺谷浄水場	二種	企業局	更新時に高効率機器の採用、費用便益を考慮した再生可能エネルギーの採用
企業局富士川浄水場	一種	企業局	
企業局中島浄水場	二種	企業局	
企業局駿豆水道五本松ポンプ場	二種	企業局	
企業局柿田川工業用水道堂庭取水ポンプ場	二種	企業局	
企業局東駿河湾工業用水道取水ポンプ場	二種	企業局	

イ エコで快適な職場環境づくり

（庁舎管理者の運用改善、小規模投資・所属による取組）

適切な庁舎管理や省エネにつながる機器の活用等により、環境への配慮と働きやすい職場環境の両立を実現します。

実施に当たっては、環境局担当課から、SDO 掲示板や研修会により省エネに有効な情報を提供します。また、特に、エネルギーを多く使用する夏期・冬期に重点取組期間を設定し、取組を強化します。

なお、大規模排出施設については、静岡県地球温暖化防止条例に基づく「温室効果ガス排出削減計画書」により、主体的な取組を実施します。

<具体的な取組（庁舎管理担当所属の取組）>

- ・管理標準を利用し適切な施設管理を行う。なお、小規模な施設の一般的な設備に利用できる「包括的管理標準」の策定を進め、全ての施設への導入を目指す。
- ・デマンドメーターが設置されている施設においては適切に活用する。
- ・省エネ診断の結果を有効活用する。特に運用改善により省エネが可能な提案は可能な限り早く実施し、投資が必要な提案は投資回収を考慮の上、実施に努める。
- ・設備機器の更新時には省エネ型のものを選択する。
- ・照明のスイッチに点灯範囲を掲示し、必要な箇所・必要な時間のみ点灯する。
- ・業務に支障ない範囲で蛍光灯の間引きを行うとともに、照明器具を定期的に清掃する。（2灯用照明器具の場合、蛍光灯を1本のみを取り外すと、安定器・照明器の種類によっては電圧がかかったままとなり危険なため、2本とも取り外すか、専門家に相談の上実施する。）
- ・照明器具の取替えに当たっては、LEDの採用を基本とする。
- ・トイレや利用頻度の低い廊下等は、人感センサーの導入を検討する。既に設置されている人感センサーは、設置箇所の使用頻度に応じて点灯時間を調整する。
- ・外灯の点灯時間を日照時間に応じて季節ごとに調整する。
- ・室温を計測し、夏期：室温 28℃、冬期：室温 19℃を目安に冷暖房を運転する。
- ・冷暖房使用時は、外気取り入れを控える。（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）では、室内二酸化炭素濃度基準を 1,000ppm 以下としているため、遵守する。）
- ・空調機器、フィルターのこまめな清掃を実施する。
- ・空調の室内温度検出器（サーモセンサー）の近くに、コピー機等の発熱機器を置かない。室外機の周りに空気の流れを阻害する物を置かない。
- ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、空調機等の冷媒として使用されているフロン類について、定期点検・簡易点検を実施するとともに、適正に充填・回収を行う。
- ・エレベーターが複数台ある場合は、時間外や閉庁日等、支障のない範囲で間引き運転を行う。
- ・施設管理等の委託先に対して、省エネ・省資源等環境への配慮を指導する。

<具体的な取組（所属における取組）>

- ・クールビズ・ウォームビズを積極的に推進する。
- ・定時退庁日、ワークライフバランスデーを推進し、時間外勤務に係る電気使用量等の削減に努める。
- ・公用車を管理する所属は、公用車使用者に対する啓発や、重い荷物を公用車に載せておかない等によりエコドライブを推進する。

※管理標準：エネルギー使用設備のエネルギー使用合理化のための管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検）を定めた「管理マニュアル」をいう。工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 66 号）において、事業者は、設備ごとに管理標準を作成し管理することが求められている。

デマンド

契約電力が 50 kW 以上の高圧受電施設では、電気料金は基本料金と従量料金に分かれます。基本料金は、過去 1 年間で最も電力を使用した 30 分間の平均値で年間の料金が決まり、この 30 分間の使用量を最大需要電力（デマンド）と言います。よって、デマンド値を抑えることで、基本料金を抑えることができます。

デマンドメーターはデマンドを監視する機器で、設定した警報値に近づくと警報が鳴ります。警報が鳴った際に電気の使用を一時停止する対策をとることで、デマンド値を抑えられ、電気使用量・電気料金の削減につながります。

照度計の貸し出し

環境政策課では、照度計を貸し出しています。各所属において蛍光灯の間引きの際の照度確認に御利用ください。

貸出機器：照度計 Model LX-100

予約方法：環境政策課地球環境班に電話連絡

貸出方法：環境政策課にて手渡し

貸出期間：1 回の貸出期間は 1 週間以内（予約状況により延長可）

※照明照度基準：労働安全衛生規則では、精密な作業における作業面上の照度は 300lx 以上とされており、最低これを確保する必要があります。JIS（日本工業規格）で示された事務室の推奨照度範囲は 500～1,000lx です。これを参考としてください。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

この法律により、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の管理者（県有施設を管理する所属長等）には以下の義務が生じています。

1 簡易点検・定期点検の実施

(1) 簡易点検

- ・対象：全ての第一種特定製品
- ・点検内容：製品の外観（油じみ・霜付きの有無）等、実施可能な範囲
- ・点検実施者：職員で可
- ・点検頻度：3 ヶ月に 1 回以上

(2) 定期点検

- ・対象：圧縮機出力が 7.5kw 以上の第一種特定製品
- ・点検内容：専門的な冷媒漏えい検査

- ・点検実施者：専門業者
 - ・点検頻度：1年に1回以上
(※圧縮機出力が7.5～50kw未満の空調機器については3年に1回以上)
 - 2 点検整備記録簿の整備・記載
 - ・対象：全ての第一種特定製品
 - ・記載内容：上記点検や修理した記録等を記載
 - 3 漏えい量の報告
 - ・対象：整備等に伴いフロン類を充填した第一種特定製品
 - 4 繰り返し充填の禁止
フロン類が漏えいした際、機器を整備せずにフロン類を充填することはできません。
- ※第一種特定製品
- ・業務用の冷凍空調機器（カーエアコンは除く）
 - ・冷媒にフロンを使用しているもの

ウ 環境に配慮した事業の推進

(各部局での事業執行における配慮)

各部局において、環境配慮の視点を取り入れて事業を執行します。

<具体的な取組>

○環境配慮契約

県有施設の電力調達において、「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、二酸化炭素排出係数や再生可能エネルギーの導入状況等を考慮した事業者選定を実施する。

なお、環境局担当課は、国方針の改正動向を考慮の上、本県の方針について改正を検討する。その他の業務への導入に関しては、国の動向も考慮の上、導入を検討する。

○再生可能エネルギーの導入

小型風力等を含め、県有施設を活用した再生可能エネルギー発電事業を検討する。

○公用車からの排出量削減

「公用車運用適正化計画」に基づき、公用車の軽自動車化・低排気量化・総量削減を実施する。

○次世代自動車の活用

EV車を公用車として活用するとともに次世代自動車の導入を検討する。

○化学肥料の削減

亜硝酸態窒素削減のため、施肥方法等栽培技術の改善を研究、開発する。

○指定管理者の契約

指定管理者の募集や協定書内容に省エネ、温室効果ガス排出削減への配慮を行うことを明記する。

○ファシリティマネジメントの実施

県有施設の総量最適化や維持管理経費の最適化など、県有施設を経営的視点で総合的に企画・管理・活用するファシリティマネジメントを推進する。

エ 職員の率先行動の継続

（職員一人ひとりの行動）

国民運動「COOL CHOICE」の考え方を取り入れ、職員一人ひとりが環境に配慮した率先行動を継続して実施します。

実施に当たっては、環境局担当課から、SDO 掲示板や研修会により省エネに有効な情報を提供します。また、特に、エネルギーを多く使用する夏期・冬期に重点取組期間を設定し、取組を強化します。

＜具体的な取組＞

- ・照明は、必要な箇所・必要な時間のみ点灯する。（始業前、昼休み、時間外は必要な部分以外は消灯。トイレ、会議室、倉庫、更衣室等は未使用時は消灯。）
- ・パソコン、コピー機等は省エネモードを活用するとともに、退庁時は主電源を切る。
- ・冷房負荷の軽減のためブラインドを活用し、日射を遮蔽する。終業時には翌朝の空調負荷軽減のため、ブラインドを閉めて帰庁する。
- ・個別空調の消し忘れに注意する。
- ・クールビズ、ウォームビズを実践する。
- ・昇り2階、下り3階程度の移動はエレベータの使用を控え、階段を使用するよう努める。
- ・業務に支障がない限り定時退庁を心がけ、時間外勤務に係る電気使用量等の削減に努める。
- ・出張時には、公共交通機関の利用に努める。
- ・公用車を利用する際は、できるだけ低排出車（低燃費車、軽自動車、ハイブリッド車）を選択し、エコドライブを実践する。

※COOL CHOICE

日本の温室効果ガス削減目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

エコドライブ10のすすめ（エコドライブ普及連絡会）

1 ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう（最初の5秒で、時速20km程度が目安です。）。日々の運転において、やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。

2 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。車間距離が短くなると、ムダな加速・減速の機会が多くなり、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

3 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。そうするとエンジンブレーキが作動し、2%程度燃費が改善します。また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用しましょう。

4 エアコンの使用は適切に

車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。たとえば、車内の温度設定を外気と同じ25℃に設定した場合、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。

5 ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう（※1）。10分間のアイドリング(エアコンOFFの場合)で、130cc程度の燃料を消費します。

また、現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です(※2)。エンジンをかけたらすぐに出発しましょう。

※1:交差点で自らエンジンを止める手動アイドリングストップは、以下の点で安全性に問題があるため注意しましょう。(自動アイドリングストップ機能搭載車は問題ありません。)

- ・手動アイドリングストップ中に何度かブレーキを踏むとブレーキの効きが悪くなります。
- ・慣れないと誤動作や発進遅れが生じます。またバッテリーなどの部品寿命の低下によりエンジンが再始動しない場合があります。
- ・エアバッグなどの安全装置や方向指示器などが作動しないため、先頭車両付近や坂道での手動アイドリングストップはさげましょう。

※2:-20℃程度の極寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。

6 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。さらに、出発後も道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃費と時間の節約になります。例えば、1時間のドライブで道に迷い10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。

7 タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します(適正値より50kPa(0.5kg/cm²)不足した場合)。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリナーエレメントなどの定期的な交換によっても燃費が改善します。

8 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。たとえば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。また、車の燃費は、空気抵抗にも敏感です。スキーキャリアなどの外装品は、使用しないときには外しましょう。

9 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。交差点付近などの交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。迷惑駐車のない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

10 自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ効果が実感できます。車に装備されている燃費計・エコドライブナビゲーション・インターネットでの燃費管理などのエコドライブ支援機能を使うと便利です。

オ 地球にやさしい取組の実施

(その他の取組)

県の事務事業から排出される温室効果ガス削減に直接的な影響はありませんが、間接的に地球温暖化防止に貢献する取組を率先して行います。

○吸収源対策の実施

森林は、樹木が成長する際に大気中の二酸化炭素を吸収・固定する機能があり、温室効果ガスの削減に貢献しています。こうした機能を十分に発揮できるよう、森林の適正な整備・保全に取り組みます。

<関係部局における取組>

- ・「特定間伐等促進基本方針（2013（平成 25）年度～2020 年度）」に基づき県営林の森林整備を計画的に実施する。
- ・「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」に基づき、県自らが率先して県産材を利用するとともに、市町の公共建築物における利用拡大の取組を支援する。さらに、間伐材や製材工場から排出される樹皮などの再利用・再資源化を促進する。
- ・公益性が高く、森林所有者による手入れが困難な荒廃した森林に対し、「森林(もり)づくり県民税」を財源として、「森の力再生事業」により計画的な荒廃森林の再生に取り組む。
- ・県営公園、街路、施設の整備時には緑化を推進する。

○グリーン購入の推進

<所属における取組>

- ・「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」及び「環境物品等調達方針及び調達目標」により、優先的にグリーン製品等を購入する。
- ・物品納入業者等には、物品の簡易包装等環境への配慮を要請する。

○公共工事における環境配慮

<関係部局における取組>

- ・排出対策型など環境に配慮した建設機械等の使用に努める。
- ・事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に位置づけられた資材、建設機械を積極的に使用する。
- ・建設副産物等について、発生抑制・再利用・適正処理を推進する。
- ・「静岡県における建設リサイクル推進計画」により、建設副産物の減量化・リサイクル等を推進する。
- ・「静岡県リサイクル認定製品」の利用促進を図る。
- ・「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」に基づき、県自らが率先して県産材を利用する。
- ・県営公園、街路、施設の整備時には緑化を推進する。

○イベントにおける環境配慮

＜所属における取組＞

- ・省エネ・省資源、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に配慮して運営する。
- ・可能な限り公共交通機関の利用に配慮した会場選定をし、来場者に自転車や公共交通機関の利用を呼び掛ける。
- ・環境に配慮したイベントであることをPRし来場者にも協力を呼び掛ける。

○環境にやさしい技術の開発

＜関係部局における取組＞

- ・家畜排泄物からのメタンガスの燃料等への利用研究を推進する。

○廃棄物排出量削減、再資源化の推進

＜関係部局における取組＞

本庁舎で実施している「ごみ削減作戦」を出先機関でも実施する。実施に際しては、担当課職員で構成する「ごみ削減ワーキンググループ」等での検討を進める。

＜職員の率先行動＞

- ・紙類などのリサイクル可能なゴミの分別を徹底し、可燃ゴミを削減する。
- ・マイカップ、マイボトル、マイバッグを使用し、ゴミを削減する。
- ・使用していない文具は、机の引き出しの中に眠らせておかず、共有する。

○水使用量の削減

＜庁舎管理担当所属における取組＞

- ・節水コマの取り付けや自動水栓の導入を推進する。
- ・トイレには、節水型トイレ、流水擬音装置の導入を推進する。
- ・配管の水漏れ点検を実施する。

＜職員の率先行動＞

- ・手洗いや歯磨きのときに水を流したままにしない。

○紙使用量の削減

＜職員の率先行動＞

- ・文書の共有化・電子化によるペーパーレス化を図る。
- ・コピー前後は必ずリセットを押し、ミスコピーを防止する。
- ・印刷は必要最小限の部数とし、両面コピーや集約機能を活用する。
- ・内部資料は、可能な限り裏紙を使用する。
- ・FAX 送信票は可能な限り省略する。
- ・古封筒を繰り返し利用する。

6 計画の推進、進捗管理

(1) 推進体制・体系図

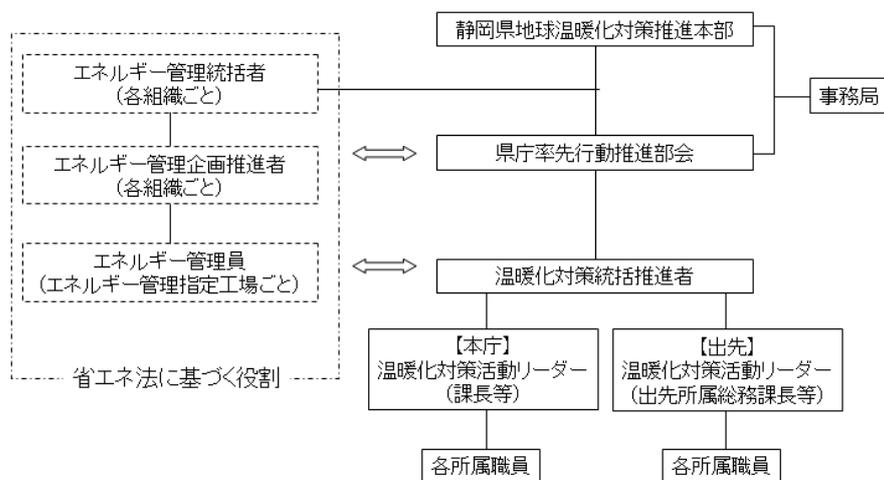
次の体制によりプランを推進します。

	区 分	構成員等	役 割
管理組織	静岡県地球温暖化対策推進本部	本部長 暮らし・環境部長 本部員 各部局部長代理・局長・次長・総務課長	<ul style="list-style-type: none"> 進捗管理 実績評価 県の温暖化対策実行計画に関する決定
	静岡県地球温暖化対策推進本部県庁率先行動推進部会	部会長 環境局長 部会員 各部局総務課長・総務監	<ul style="list-style-type: none"> 計画の策定・見直し 是正措置の検討 実施状況等の把握 省エネ推進方針の決定

	区 分	構成員等	役 割
行動組織	温暖化対策統括推進者	各部局総務課長・総務監	<ul style="list-style-type: none"> 部局内推進体制の統括
	温暖化対策活動リーダー	本庁 課長等 出先 総務課長又は相当職	<ul style="list-style-type: none"> 職員等への周知・改善指導 所属による取組の推進 実施状況の把握、点検
	職員	各所属職員	<ul style="list-style-type: none"> 率先行動の実践 自己点検 行動内容の改善

	区 分	役 割
事務局	暮らし・環境部 環境局環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> 実績の取りまとめ 先進事例等情報収集・提供 プラン取組実績の公表 省エネ法推進関係事務

<推進体制系統図>

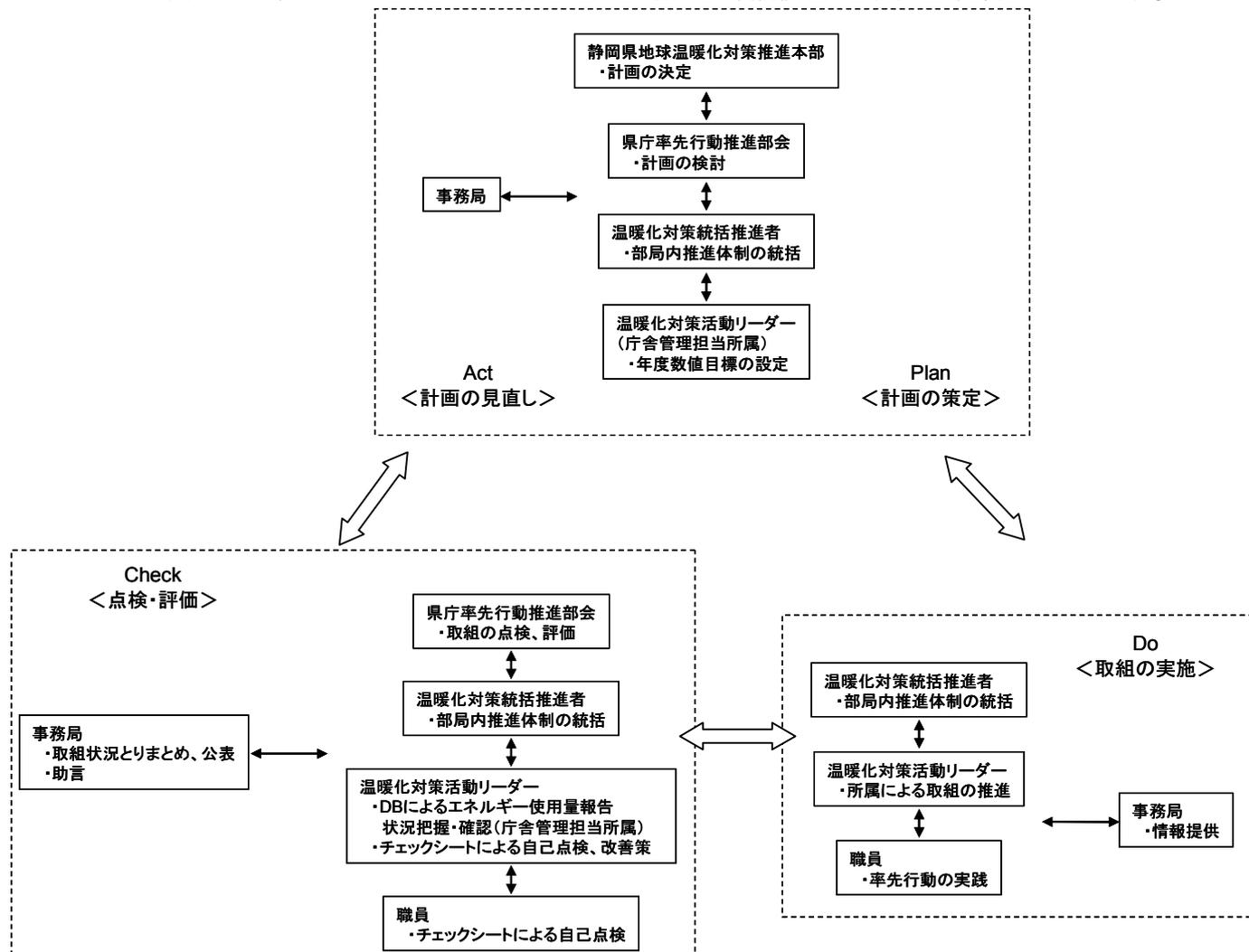


※省エネ法に基づく役割

- ・エネルギー管理統括者：エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を統括管理する（各組織（※知事部局・企業局・がんセンター局・教育委員会・静岡県警察）ごとに選任）
- ・エネルギー管理企画推進者：エネルギー管理統括者の補佐（各組織ごとに選任）
- ・エネルギー管理員：エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を管理する（エネルギー管理指定工場ごとに選任）

(2) 推進方法

本計画は、PDCA サイクルの運用により推進し、継続的な取組の改善を図ります。



ア Plan (計画の策定)

県庁率先行動推進部会において計画の内容を検討し、静岡県地球温暖化対策推進本部にて決定します。

庁舎管理担当所属の温暖化対策活動リーダーは、年度当初に当該年度の数値目標を設定します。それを温暖化対策統括推進者がとりまとめ、事務局に報告します。

イ Do (取組の実践と支援)

各所属及び職員は、数値目標に向かい、計画に従って取り組みます。

事務局は、SDO 掲示板や研修会により省エネに有効な情報を提供することで、取組を支援します。

ウ Check（取組の点検・評価）

庁舎管理担当所属及び温室効果ガスを排出する事務事業を行っている所属（公用車を管理している・家畜を飼育している・化学肥料を使用している等）は、毎月、温室効果ガス算定データベースを用いて（指定管理施設等、データベースが使用できない施設については、年に一度報告書により）エネルギー使用量等を報告するとともに、月ごと・年度ごとのエネルギー使用量の変化を把握し、必要に応じて対策をとります。

職員及び温暖化対策活動リーダーは、チェックシート等を用いて取組を点検し、その結果を踏まえ、改善策を立てます。それを温暖化対策統括推進者がとりまとめ、事務局に報告します。

事務局は、温暖化対策統括推進者及び温室効果ガス算定データベースによる報告を把握し、必要に応じて各部局に確認を行います。

部会では、事務局が把握した状況を基に、各部局の取組の点検・評価を行い、その結果を受けて、事務局から必要に応じ各部局に助言を行います。

エ Act（計画の見直し・施策の検討）

部会は、各部局の取組結果や国における地球温暖化対策の情勢等を考慮し、計画の見直しや新たな施策を検討します。

庁舎管理担当所属の温暖化対策活動リーダーは、当年度の取組及び数値目標の達成状況を考慮し、翌年度の数値目標を設定します。

(3) 公表

計画の進捗状況について、毎年度1回、ホームページ等により公表します。

チェックシート・報告様式

率先行動の取組・所属による取組チェックシート（SDO アンケート形式※）

作成者：全所属の職員個人（所属による取組は、温暖化対策活動リーダーが回答）

※全職員にSDO端末が配備されていない組織(県立学校等)はメール等により配布。

様式1：庁舎管理に係る取組チェックシート

作成者：庁舎管理担当所属の温暖化対策活動リーダー（職員が常駐する施設）

提出先：温暖化対策統括推進者→事務局

様式2：庁舎管理の取組状況報告書

作成者：庁舎管理担当所属の温暖化対策活動リーダー（職員が常駐する施設）

提出先：温暖化対策統括推進者→事務局

様式3：部局取組状況報告書

作成者：温暖化対策統括推進者（職員が常駐する施設のある部局）

作成方法：様式2をとりまとめ

提出先：事務局

SDOによる

率先行動の取組チェックシート(全員回答)

取組項目		自己評価
省エネルギー対策	1 照明は、必要な箇所・必要な時間のみ点灯する。(始業前、昼休み、時間外は必要な部分以外は消灯。トイレ、会議室、倉庫、更衣室等は未使用時は消灯。)	
	2 パソコン、コピー機等は省エネモードを活用するとともに、退庁時は主電源を切る。	
	3 冷房負荷の軽減のためブラインドを活用し、日射を遮蔽する。終業時には翌朝の空調負荷軽減のため、ブラインドを閉めて帰庁する。	
	4 個別空調の消し忘れに注意する。	
	5 クールビズ、ウォームビズを実践する。	
	6 昇り2階、下り3階程度の移動はエレベータの使用を控え、階段を使用するよう努める	
	7 業務に支障がない限り定時に退庁を心がけ、時間外勤務に係る電気使用量の削減に努める。	
公用車	8 出張時には、公共交通機関の利用に努める	
	9 公用車を利用する際は、できるだけ低排出車(低燃費車、軽自動車、ハイブリッド車)を選択し、エコドライブを実践する	
廃棄物削減	10 紙類などのリサイクル可能なゴミの分別を徹底し、可燃ゴミを削減する	
	11 マイカップ、マイボトル、マイバッグを使用し、ゴミを削減する。	
	12 使用していない文具は、机の引き出しの中に眠らせておかず、共有する。	
水	13 手洗いや歯磨きのときに水を流したままにしない。	
紙	14 文書の共有化・電子化によるペーパーレス化を図る。	
	15 コピー前後は必ずリセットを押し、ミスコピーを防止する。	
	16 印刷は必要最小限の部数とし、両面コピーや集約機能を活用する。	
	17 内部資料は、可能な限り裏紙を使用する。	
	18 FAX送信票は可能な限り省略する。	
	19 古封筒を繰り返し利用する。	

所属による取組チェックシート(温暖化対策活動リーダーが回答)

取組項目		自己評価
全所属	1 クールビズ・ウォームビズを積極的に推進する。	
	2 定時退庁日、ワークライフバランスデーを推進し、時間外勤務に係る電気使用量の削減に努める。	
	3 公用車を管理する所属は、公用車使用者に対する啓発や、重い荷物を公用車に載せておかない等によりエコドライブを推進する。	
物品購入	4 「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」及び「環境物品等調達方針及び調達目標」により、優先的にグリーン製品等を購入する。	
	5 物品納入業者等には、物品の簡易包装等環境への配慮を要請する。	
イベント	6 省エネ・省資源・3Rに配慮して運営する。	
	7 可能な限り公共交通機関の利用に配慮した会場選定をし、来場者に車や公共交通機関の利用を呼び掛ける。	
	8 環境に配慮したイベントであることをPRし、来場者にも協力を呼び掛ける。	

合計点数 〇点/〇点
 *合計点数が上昇するよう、継続して取組を実施しましょう。

評価の目安		点数
A	常に実施した・徹底して実施した(100%)	3
B	概ね実施した(70%以上)	2
C	時々実施した(30%以上)	1
D	ほとんど実施できなかった(30%未満)	0
-	該当の機会がなかった	-

庁舎管理に係る取組チェックシート

所属名: _____
 管理する施設名: _____
 作成者氏名: _____
 電話番号: _____

区分	取組項目	自己評価
庁舎管理	1 管理標準を利用し適切な施設管理を行う	
	2 デマンドメーターが設置されている施設においては適切に活用する。	
	3 省エネ診断を受診した場合、結果を有効活用する。特に運用改善により省エネが可能なものは可能な限り早く実施し、投資が必要なものは投資回収を考慮の上、実施に努める。	
	4 設備機器の更新時には省エネ型のものを選択する。	
	5 照明のスイッチに点灯範囲を掲示し、必要な箇所・必要な時間のみ点灯する。	
	6 業務に支障ない範囲で蛍光灯の間引きを行うとともに、照明器具を定期的に清掃する。	
	7 照明器具の取替えに当たっては、LEDの採用を基本とする。	
	8 トイレや利用頻度の低い廊下等は、人感センサーの導入を検討する。既に設置されている人感センサーは、設置箇所の使用頻度に応じて点灯時間を調整する。	
	9 外灯の点灯時間を日照時間に応じて季節ごとに調整する。	
	10 室温を計測し、夏期:室温28℃、冬期:室温19℃を目安に冷暖房を運転する。	
	11 冷暖房使用時は外気取り入れを控える。(二酸化炭素濃度に留意のこと)	
	12 空調機器、フィルターのこまめな清掃を実施する。	
	13 空調の室内温度検出器(サーモセンサー)の近くに、コピー機等の発熱機器を置かない。室外機の周りに空気の流れを阻害する物を置かない。	
	14 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき、空調機等の冷媒として使用されているフロン類について、定期点検・簡易点検を実施するとともに、適正に充填・回収を行う。	
	15 エレベーターが複数台ある場合は、時間外や閉庁日等、支障のない範囲で間引き運転を行う。	
	16 電力を入札により調達する場合は、静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、二酸化炭素排出係数や再生可能エネルギーの導入状況等を考慮した事業者選定を実施する。	
	17 節水コマの取り付けや自動水栓の導入を推進する。	
	18 トイレには、節水型トイレ、流水擬音装置の導入を推進する。	
	19 配管の水漏れ点検を実施する。	
	20 施設管理等の委託先に対して、省エネ・省資源等環境への配慮を指導する。	
合計(自動計算)		○点 / ○点

- ・合計点数が上昇するよう、継続して取組を実施しましょう。
- ・様式2と併せ、温暖化対策統括推進者に提出してください。

評価の目安		点数
○	実施した	3
△	一部実施した	1
×	実施できなかった	0
-	該当の機会がなかった	-

庁舎管理の取組状況報告書

所属名: _____
 管理する施設名: _____
 報告書作成者名: _____
 電話番号: _____

1 庁舎管理に関して実施した取組のうち、特に効果が大きかったものを記載してください。

例: デマンドメーターの警報発生時の対応ルールを定めたことで、運用が徹底され、最大電力量を10kW下げることができた。

例: 照明点灯範囲を記載した図をスイッチ付近に掲示したことで、不要箇所の消灯が徹底された。

2 様式1による点検結果を踏まえ、今後実施予定の改善策を具体的に記載してください。

例: 省エネ診断で提案された〇〇を実践する。

例: 空調機のフィルタ清掃を月1回実施する。

3 上記2以外で、今後実施予定の施設・整備の省エネ対策がある場合は、内容と時期を記載してください。

例: トイレ改修工事において、人感センサーによる照明を導入する予定。(H〇～〇年度予定)

例: 窓ガラスの飛散防止フィルムの更新に当たり、西面ガラスには日射調整機能のあるものを採用予定。(H〇年度予定)

4 数値目標

(1) 昨年度の実績

	〇年度目標	〇年度実績	達成率
電気使用量			
(個別に設定した燃料)〇〇			

(2) 今年度の目標

	△年度目標	H25実績	H25年度比
電気使用量			
(個別に設定した燃料)〇〇			

※様式1と併せ、温暖化対策統括推進者に提出してください。

報告書作成者 部局名: _____
 課名: _____
 氏名: _____
 電話番号: _____

1 昨年度の実績・今年度の数値目標
 様式2に記載された各施設の実績及び目標をとりまとめて記載してください。

	施設名	電気使用量					燃料名	その他燃料					
		実績			目標			実績			目標		
		○年度目標	○年度実績	達成率	△年度目標	H25実績		H25年度比	○年度目標	○年度実績	達成率	△年度目標	H25実績
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
	合計												

2 エネルギー使用状況等の変更
 今後3年間程度のうち、エネルギー使用状況に変更があると見込まれる施設があれば、施設名・変更の概要・時期を記載してください。

施設名	概要	時期
(例)○○センター	新設	H30.9事務部門開始、H31.1開館
(例)○○研究所	既存施設の大規模改修	H29.10～H30.9工事

※様式3及び、各施設が作成した様式1・2を事務局に提出してください。

巻末資料

1	施設設備の運用改善参考資料	29
2	基準年度における温室効果ガス排出状況	31
3	過去の計画と実績	34
4	県有施設への新エネルギー等の導入実績	35
5	Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）	38
6	電力の調達に係る環境配慮方針	39
7	グリーン購入の促進	41
8	ごみ削減作戦	42
9	省エネ法	43
10	静岡県地球温暖化防止条例	45
11	静岡県地球温暖化対策推進本部	47

1 施設設備の運用改善参考資料

施設の設備の運用改善による省エネ事例として参考になる資料を掲載します。専門的な内容が多いため、庁舎管理受託者や保守管理業務受託者と情報共有し、協力を得ながら省エネ対策に役立ててください。

(1) 省エネチューニングガイドブック（一般財団法人省エネルギーセンター）

省エネチューニング（設備・システムを無駄のないように自前調整すること）の流れや手法ごとの解説、事例が紹介されています。

<p style="text-align: center;">省エネチューニング ガイドブック</p> <p style="text-align: center;">平成 19年1月改訂</p>	<p>内容の例</p> <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td colspan="2" style="text-align: right;">資料 NO. 10</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">省エネチューニング解説シート</td></tr><tr><td>対象</td><td>空調設備</td></tr><tr><td>項目</td><td>冷水出口温度の設定変更（ターボ冷凍機）</td></tr><tr><td>目的</td><td>冷水温度が高いほど、ターボ冷凍機の効率がよくなるので、冷房ピーク時は標準値とし、それ以外の時期は9～10℃として省エネルギー運転をはかる。</td></tr><tr><td>キーワード</td><td>冷水温度、遠心冷凍機の効率、成績係数</td></tr></table> <div style="text-align: center;"><p>【条件】 冷水温度差：5℃ 冷却水温度差：5.5℃ 相転変を最効率定 (図の見方) 冷水出口温度 標準7℃→9℃の時 圧縮機所要入力 95.5kW→85.5kW 10%減少</p></div>	資料 NO. 10		省エネチューニング解説シート		対象	空調設備	項目	冷水出口温度の設定変更（ターボ冷凍機）	目的	冷水温度が高いほど、ターボ冷凍機の効率がよくなるので、冷房ピーク時は標準値とし、それ以外の時期は9～10℃として省エネルギー運転をはかる。	キーワード	冷水温度、遠心冷凍機の効率、成績係数
資料 NO. 10													
省エネチューニング解説シート													
対象	空調設備												
項目	冷水出口温度の設定変更（ターボ冷凍機）												
目的	冷水温度が高いほど、ターボ冷凍機の効率がよくなるので、冷房ピーク時は標準値とし、それ以外の時期は9～10℃として省エネルギー運転をはかる。												
キーワード	冷水温度、遠心冷凍機の効率、成績係数												

https://www.eccj.or.jp/b_tuning/gdbook/index.html

(2) 省エネチューニングマニュアル（一般財団法人省エネルギーセンター）

現場の実務を担うビル管理者の方を対象に省エネチューニングの実践的な手順が事例とともに説明されています。

<p style="text-align: center;">経済産業省委託事業</p> <p style="text-align: center;">新版 省エネチューニングマニュアル</p> <p style="text-align: center;">- 運用によるビル設備の省エネ実践方法の解説書 -</p> <p style="text-align: center;">平成 20 年 3 月発行</p>	<p>内容の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2.9 燃焼機空気比の調整</p> <p>No. 9 燃焼機の空気比の調整</p> <p>燃焼設備（ボイラー・冷暖水発生機等バーナー）では、燃焼での理論空気量に対して若干多目の空気が必要とされますが、程度によっては「燃焼温度の低下」、「排ガス量の増加」、「燃焼効率の低下」に繋がります。本項は、その空気比を最適化（チューニング）することによって省エネルギーを図ろうとするものです。冷暖水発生機の場合、空気比を0.1減らすことにより燃焼効率は約0.8%程度向上するといわれています。燃焼（空燃比）機は定形負荷で運転されることは少なく、通常負荷は40～80%程度であることが殆どですが、ここでの空気比調整を行うことで省エネルギー効果をあげることが出来ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>熱源設備</th> <th>難易度</th> <th>第一★★★★★</th> <th>第二★★★</th> <th>季節</th> <th>夏・冬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関連する項目</td> <td>ガイドブックにもこの手法が載っていますのでご参照下さい。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>マニュアル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガイドブック</td> <td>p.35</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>? この方法は私のビルでも使えますか？</p> <p>適正な空気比は燃焼機器ごとに異なります。機器によってはこの手法を採用できないケースもあるので、メーカーや保守点検業者に確認する必要があります。</p> <p>Go! この手法は、以下のような場合に、実施が容易で、よい結果が得られ、お勧めできます。</p> <p>Stop! 以下のような場合、この手法は不適切、または慎重な検討、専門家への依頼が必要です。</p> <p>現場での空気比の適正・過不足は、火炎の形状及び色によって概略の判断が可能です。</p> <p>1) 空気比が高い（酸素濃度が高い）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油焚：火炎は短く、輝白色。燃焼室内は明るい。 ・ガス焚：火炎は短く、青紫色。燃焼室内は比較的暗い。  <p>【油焚】</p>  <p>【ガス焚】</p> <p>2) 空気比が低い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油焚：火炎は暗赤色。燃焼室内は薄暗くぼけており見通しが悪い。煙突より発煙する場合もある。 ・ガス焚：火炎は赤黄色。燃焼室内はもやって見通しが悪い。  <p>1) 空気比が適正な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油焚：火炎は薄い赤紫色。燃焼室内の見通しが良い。 ・ガス焚：火炎は薄い青紫色。燃焼室内は薄い霧が掛かったようになっているが、見通しは比較的良い。 </div>	分野	熱源設備	難易度	第一★★★★★	第二★★★	季節	夏・冬	関連する項目	ガイドブックにもこの手法が載っていますのでご参照下さい。						マニュアル							ガイドブック	p.35					
分野	熱源設備	難易度	第一★★★★★	第二★★★	季節	夏・冬																							
関連する項目	ガイドブックにもこの手法が載っていますのでご参照下さい。																												
マニュアル																													
ガイドブック	p.35																												

https://www.eccj.or.jp/b_tuning/04/

2 基準年度における温室効果ガス排出状況

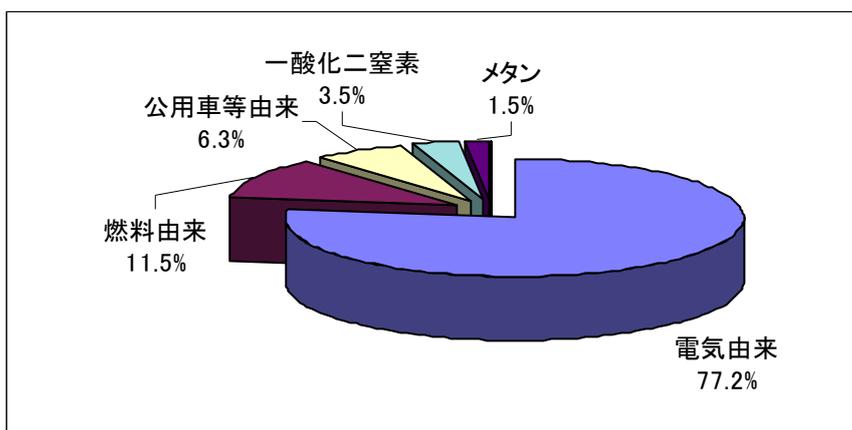
本プランの基準年度（2013（平成 25）年度）における温室効果ガス排出量は、181,907 t-CO₂ です。電力排出係数は2012（平成 24）年度の0.519kg-CO₂/kWh を用いています。

(1) 温室効果ガスの種類別内訳

県庁の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を種類別に分けると、95%を二酸化炭素が占めています。二酸化炭素については、さらに由来別に分類しています。

区 分	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)	主な排出源
二酸化炭素	172,741	95.0	
電気由来	140,377	77.2	照明、空調
燃料由来	20,856	11.5	空調
公用車等由来	11,508	6.3	公用車、船舶燃料
一酸化二窒素	6,337	3.5	公用車燃料、家畜排泄物等、肥料、下水処理
メタン	2,780	1.5	公用車燃料、家畜排泄物等、下水処理
HFC	42	0.0	カーエアコンからの自然漏えい
六ふっ化硫黄	7	0.0	大型変圧器からの自然漏えい
PFC	0	0.0	平成 25 年度現在使用実態なし
計	181,907	100.0	

○温室効果ガス排出量の種類別の構成比（グラフ）



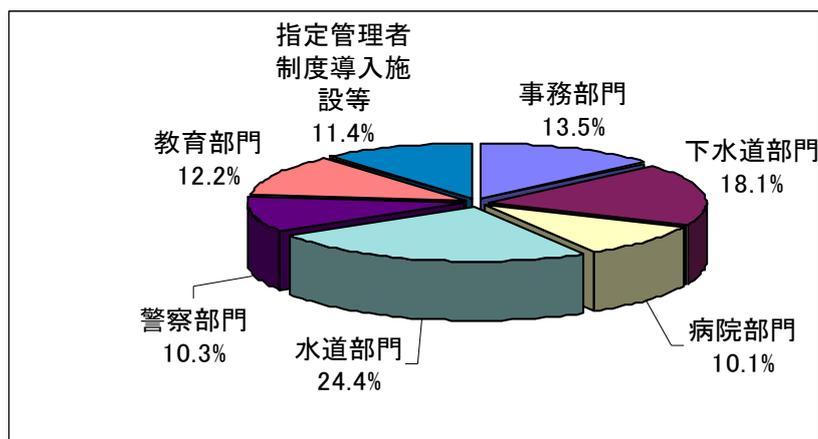
(2) 事業部門別排出量

業務の性質により、次の7つに分類して表します。

- ・事務部門…一般的な県の事務事業を行っている部門（知事部局（下水道部門を除く）、議会事務局及び各種委員会事務局）
- ・下水道部門…下水道処理関連施設
- ・病院部門…静岡がんセンター
- ・水道部門…企業局
- ・警察部門…静岡県警察（警察本部、各警察署等）
- ・教育部門…教育委員会（県立高校、特別支援学校、教育施設等）
- ・指定管理者制度導入施設等…指定管理者制度を導入している施設。防災無線局や大気測定局等の測定・観測機器等も含む。

部 門	排出量 (t-CO2)	構成比 (%)
事務部門	24,539	13.5%
下水道部門	32,900	18.1%
病院部門	18,456	10.1%
水道部門	44,450	24.4%
警察部門	18,726	10.3%
教育部門	22,154	12.2%
指定管理者制度導入施設等	20,682	11.4%
計	181,907	100%

○温室効果ガス排出量の部門別構成比（グラフ）



※上記(1)、(2)の基準値には、2013（平成25）年度以降に市へ移管された下水道関連施設による排出量が含まれています。参考に、これら下水道関連施設からの排出量を基準値から除いた数値を以下に示します。

○温室効果ガスの種類別内訳

(基準年度以降、市へ移管された下水道関連施設を基準値から除いた数値)

区 分	排出量 (t-CO2)	構成比 (%)
二酸化炭素	153,408	96.9
電気由来	122,129	77.2
燃料由来	19,772	12.6
公用車等由来	11,507	7.3
一酸化二窒素	3,190	2.0
メタン	1,608	1.0
H F C	42	0.0
六ふっ化硫黄	7	0.0
P F C	0	0.0
計	158,254	100.0

○事業部門別排出量

(基準年度以降、市へ移管された下水道関連施設を基準値から除いた数値)

部 門	排出量 (t-CO2)	構成比 (%)
事務部門	24,539	15.5%
下水道部門	9,247	5.8%
病院部門	18,456	11.7%
水道部門	44,450	28.1%
警察部門	18,726	11.8%
教育部門	22,154	14.0%
指定管理者制度導入施設等	20,682	13.1%
計	158,254	100%

○基準年度以降、市へ移管された下水道関連施設

- ・静岡県天竜川左岸流域下水道磐南浄化センター (2015 (H27) から磐田市へ移管)
- ・静岡県西遠流域下水道西遠浄化センター・浜名中継ポンプ場・阿蔵中継ポンプ (2016 (H28) から浜松市へ移管)

3 過去の計画と実績

(1) 新しずおかエコオフィス実践プラン（2015（平成 27） 3 月）

計画期間	2014（平成 26）年度～2017（平成 29）年度
対象範囲	県のすべての事務事業（教育委員会、警察、指定管理者制度導入施設含む）
基準年度削減目標	<p>ア 温室効果ガス排出削減目標 2017（平成 29）年度の温室効果ガス排出量を、2013（平成 25）年度比で 5%削減する。</p> <p>イ その他の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ削減の推進のため、率先した取組を継続実施 ・水、紙の使用量は、削減に努める。
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体の 2016（平成 28）年度の温室効果ガス削減量は、2013（平成 25）年度比 20.1%削減（36,563t-CO₂削減）であり、目標値の 5%削減を達成した。 ・達成要因としては、電力使用量の多い夏期及び冬期に重点取組期間を定め、各施設において数値目標を設定するなどして、積極的に省エネルギー行動をとったこと、エネルギー使用量の大きな下水道関連施設が市へ移管したこと及び電気事業者ごとの排出係数が大幅に改善したためであると考えらる。 ・なお、2013（平成 25）年度以降に市へ移管された下水道関連施設を基準値から除いた場合の削減率は 8.2%。

(2) しずおかエコオフィス実践プラン（2011（平成 23）年 3 月）

計画期間	2011（平成 23）年度から 2013（平成 25）年度
対象範囲	県直営のすべての事務事業（教育委員会、警察等含む）
基準年度削減目標	<p>ア 温室効果ガス排出削減目標 2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量を、2009（平成 21）年度比で 5%削減する。</p> <p>イ その他の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却廃棄物排出量は、2008（平成 20）年度比で 2013（平成 25）年度までに 7%以上削減することを目標とする。 ・水、紙の使用量は、削減に努める。
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体の 2013（平成 25）年度の温室効果ガス削減量は、2009（平成 21）年度比 9.8%削減（15,651t-CO₂削減）であり、目標値の 5%削減を達成した。 ・達成要因としては、2011（平成 23）年度から毎年、夏期は 2010（平成 22）年度比 15%、冬期は 5%の節電目標を掲げて全庁的に節電に取り組んだことがあげられる。

4 県有施設への新エネルギー等の導入実績（2017（平成 29）年現在）

(1) 太陽光発電

年 度	施 設 名	所在市町	規 模
平成 6～25 年度	34 施設	県 内	411.5kW
平成 26 年度	草薙総合運動場新体育館	静岡市	10kW
	湖北高等学校	浜松市	20kW
	東部特別支援学校	伊豆の国市	20kW
	西部特別支援学校	浜松市	20kW
	中央特別支援学校	静岡市	20kW
	御殿場特別支援学校	御殿場市	20kW
	富士特別支援学校	富士市	20kW
	藤枝特別支援学校	藤枝市	10kW
	袋井特別支援学校	袋井市	20kW
	浜北特別支援学校	浜松市	20kW
	浜名特別支援学校	湖西市	20kW
	掛川特別支援学校	掛川市	150kW
	吉田特別支援学校	吉田町	20kW
	天竜特別支援学校	浜松市	10kW
	浜松特別支援学校	浜松市	20kW
	静岡北特別支援学校	静岡市	20kW
	清水特別支援学校	静岡市	10kW
	沼津特別支援学校	沼津市	20kW
	沼津視覚特別支援学校	沼津市	10kW
	静岡視覚特別支援学校	静岡市	10kW
浜松視覚特別支援学校	浜松市	10kW	
沼津聴覚特別支援学校	沼津市	10kW	
浜松聴覚特別支援学校	浜松市	10kW	
平成 27 年度	果樹研究センター	静岡市	20kW
	ふじのくに地球環境史ミュージアム	静岡市	20kW
	オフサイトセンター・環境放射線監視センター	牧之原市	10kW
計	60 施設		961.5kW

(2) バイオマスエネルギー

年 度	内 容
平成 17 年度～	天城放牧場の家畜排泄物や学校給食等の生ごみを原料としてメタンガスによる発電施設（30kW）を実証運転。平成 25 年度末に終了。
平成 18 年度～	県庁内食堂等から回収した廃食油を精製して製造したバイオディーゼル燃料（BDF）を公用車（マイクロバス）に使用
平成 25 年度	森林・林業研究センター（浜松市浜北区）へ、バイオマス（木質ペレット）熱利用設備を導入 ペレット使用量（見込）：40 m ³ /年 A重油削減量（見込）：10,150L/年（原油換算：10,252L/年）

(3) 中小水力発電

年 度	内 容	所在市町	規 模
平成 25 年度	奥野ダム	伊東市	120kW
計	1 施設		120kW

※太田川ダムへの導入計画中（平成 29 年度工事着手）

(4) 天然ガスコージェネレーション

年 度	施 設 名	所在市町	規 模
平成 8 年度	東部運転免許センター	沼津市	28kW
平成10年度	グランシップ	静岡市	750kW
平成14年度	県立こども病院	静岡市	250kW
平成20年度	県立総合病院（循環器病センター）	静岡市	380kW
計	4 施設		1,408kW

(5) 地下水熱の利用

年 度	内 容
平成 29 年度	富士山世界遺産センター（富士宮市）に地下水利用ヒートポンプチラーを導入。空調熱源エネルギーの約 20%を削減。 CO ₂ 削減量（見込）：100 t-CO ₂ /年程度

(6) 環境配慮車両

<2017 (平成 29) 年 4 月 1 日現在の環境対応車の状況>

(単位:台)

導入年度	天然ガス車	ハイブリット車 ・電気	低燃費・ 低排出車	計(A)	全台数(B) (A/B)%
9～25年度	1※	34	707	742	
26年度		2	68	70	
27年度		2	62	664	
28年度		3	66	69	
計	1	41	903	945	1,170 (80.7%)

[低燃費・低排出車] 2004 (平成 16) 年度以前は、H12 排ガス基準 75%低減 (★★★) かつH22 燃費基準達成車 (H12 排ガス基準 25% (★) 又は 50% (★★) 低減かつH22 燃費基準達成車でも可)。

2005 (平成 17) 年以降は、H17 排ガス基準 50%低減 (★★★) かつH22 燃費基準達成車 (通常の行政事務用の普通 (小型) 乗用車は、H17 排ガス基準 50%低減 (★★★) かつH22 燃費基準+5%達成車又はH17 排ガス基準 75%低減 (★★★★) かつH22 燃費基準達成車)。

なお、バス、トラック、特種車両等は、低公害車の調達基準がないため環境対応車には含めない。

※天然ガス車は、燃料ガスタンクの使用期限にあわせ、ガソリン車に変更済み。

5 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

(1) ZEBの定義

ア 定性的な定義

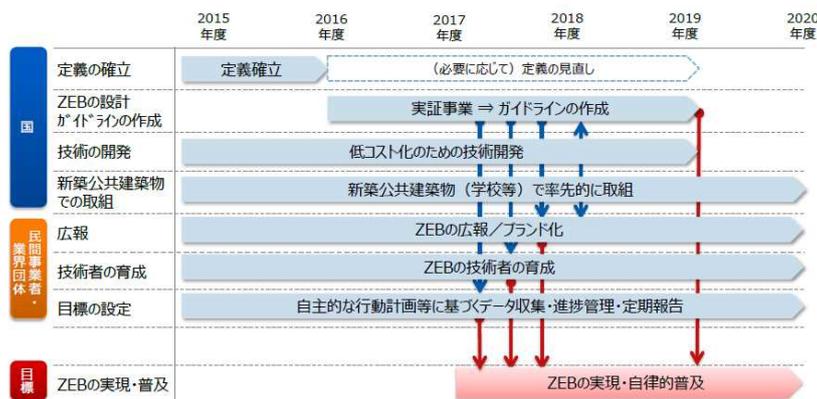
先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。

イ 定量的な定義

『ZEB』	以下の①～②のすべてに適合した建築物 ①再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減 ②再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減
Nearly ZEB	以下の①～②のすべてに適合した建築物 ①再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減 ②再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減
ZEB Ready	再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減

(2) ZEB実現・普及に向けたロードマップ

(ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ (H27.12))



(3) 静岡県における取組

2014（平成26）年度に、ZEBの実現を目指したモデル建築物として掛川特別支援学校を整備。（※上記(1)のZEBの定義の確立前の整備のため、消費エネルギーと再生可能エネルギーでエネルギー消費量の収支を正味でゼロとなるように計画されており、定義には適合しない。）

6 電力の調達に係る環境配慮方針

温室効果ガスの排出削減について、契約の段階で環境負荷の低減を図るための考え方として、国では「環境配慮契約法基本方針」を定め、業務に関する諸契約について温室効果ガス等の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の具体的な方法を示しています。

本県においては、2007（平成 19）年度からの電力調達（県庁本・東・別館、西館）で、試行的に事業者の発電に係る二酸化炭素排出係数の上限（0.602kg-CO₂/kwh）を入札資格条件に設定し、2008（平成 20）年度分、2009（平成 21）年度分は、入札資格条件を 0.555 kg-CO₂/kwh として実施しました。

2010（平成 22）年度からは、県庁本庁舎の電力調達において、2011（平成 23）年度からは、原則すべての県有施設において「静岡県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき事業者選定を実施し、二酸化炭素排出係数等を考慮した電力調達を行っています。

○静岡県電力の調達に係る環境配慮方針のポイント

- (1) 全ての県有施設の電力調達入札に適用する。
- (2) 評価基準の配点表は、東京電力管内と中部電力管内に分けてそれぞれ作成する。
評価基準については、競争入札を阻害しないことを考慮し、電気事業者の必要以上の裾きりを行わない範囲で県独自に決定する。
- (3) 以下の 5 項目の環境評価項目を定める。
 - ア 二酸化炭素排出係数
 - イ 未利用エネルギー活用状況
 - ウ 再生可能エネルギー導入状況
 - エ グリーン電力証書の本県への譲渡予定量を条件とする
 - オ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
- (4) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、5 項目の評価項目を評価基準により算定した評価点の合計点が 70 点以上であることを入札参加資格とする「裾切方式」を導入する。

○環境配慮契約法について

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）

公布 平成 19 年 5 月 23 日

施行 平成 19 年 11 月 22 日

<目的>

国等の契約において、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた物品や役務等を供給する者を契約相手とする仕組みを構築。

⇒国や地方公共団体等の温室効果ガス等の排出削減

⇒持続可能な社会の構築

<対象となる契約>

- (1) 国、地方公共団体等の契約すべて
- (2) 国の基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定、平成 26 年 2 月 4 日変更閣議決定）により具体的な契約配慮の考え方を示している契約類型
 - ア 電気の供給を受ける契約：裾切り方式の導入
入札参加資格で環境に配慮した一般競争入札
 - イ 自動車の購入及び賃貸借に係る契約：総合評価落札方式の導入
 - ウ 船舶の調達に係る契約：環境配慮型プロポーザル方式の導入（船舶の設計）
裾切り方式の導入（小型船舶の調達）
 - エ 省エネルギー改修事業（E S C O）に係る契約：総合評価落札方式
 - オ 建築物の設計に係る契約：環境配慮型プロポーザル方式の導入
 - カ 産業廃棄物の処理に係る契約：裾切り方式の導入

<地方公共団体に対する規定：環境配慮契約の努力義務>

- (1) エネルギーの合理的かつ適切な使用⇒使用量の削減（第 4 条）
- (2) 環境配慮契約の推進⇒供給サイドへの働きかけ
- (3) 環境配慮契約の推進に関する方針の作成（第 11 条 第 1 項）

7 グリーン購入の促進

県では、2001（平成13）年10月に、グリーン購入法（国などによる環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、地球環境室と用度室で「静岡県環境物品等の調整に関する基本方針」を策定しました。

2009（平成21）年2月に国が特定調達品目を追加したことを受け、2009（平成21）年4月に基本方針を改定し、本県独自の配慮事項を含め、追加を行いました。以降、国の基本方針の改訂に従い、毎年、方針の見直しを行っています。

紙類のコピー用紙については総合評価方式を導入し、調達を行っています。

また、物品納入業者等に対して、次のような要請をしています。

- ・低公害車、低燃費車等による配送やアイドリングストップなどの徹底
- ・納入物品等の包装の簡素化
- ・納入物品等の包装材や容器等について、物品納入業者等による回収・再利用

○環境物品等の調達推進の基本的考え方

- (1) 環境物品等の調達に当たっては、以下の要件を考慮する。
 - ・製造、流通及び使用において、資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - ・リサイクルされた素材や再利用された部品を多く使用していること。
 - ・長期使用、再利用、リサイクルが可能な構造であること。
 - ・廃棄の際に、処理や処分が容易なこと。
- (2) 事前に購入の必要性和適正量を十分検討し、購入総量を可能な限り抑制するとともに、環境物品等の計画的な購入に努めることとする。

8 ごみ削減作戦

循環型社会の構築及び温室効果ガスの排出削減に向け、県の事務事業において自ら率先して廃棄物の総量削減とリサイクルの推進に取り組むことにより、事業者、県民の主体的な取組を推進することを目的として、2005（平成17）年度から実施しています。

<取組内容>

3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進

○分別徹底によるごみ削減とリサイクルの推進

庁内で統一した分別表示を掲示するなど、分別しやすい環境整備を行い、ごみ分別の徹底によるごみ削減を図っています。特に、リサイクル可能な雑紙類や廃プラスチック類の分別を徹底し、リサイクルを推進しています。

○職員一人ひとりのごみ削減に向けた意識の向上

全庁掲示板を活用した「ごみ0（ゼロ）通信」等による啓発を行っています。（分別の徹底、マイボトルやマイバッグなどのマイグッズ利用促進等）

○ごみ箱の撤去、専用ダストカートの設置

事務室内に設置されていたごみ箱を撤去し、フロアごとに専用ダストカートを設置することにより、ごみを安易に捨てる意識を変えることで、分別意識を強くしています。

○文書リサイクルシステムの導入

県庁内に高濃度溶解処理装置を設置し、機密文書の処理を自ら行い、再生材料として売却しています。

9 省エネ法

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）は、石油危機を契機として1979（昭和54）年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されました。主にエネルギーの使用状況の管理及び報告の義務付けを規定しています。

東日本大震災後、日本は電力需給の逼迫に直面し、従来からのエネルギーの使用の合理化の強化に加え、電力需給バランスを意識したエネルギー管理が求められたこと等から2013（平成25）年に改正され、「電気の需要の平準化」の概念が追加されています。

○省エネ法の概要

<目的>

国内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保のため、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置を講じ、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

<事業者の取り組むべき事項>

- ・管理標準の設定
- ・省エネ措置の実施 等

<事業者の目標>

中長期的に見て年平均1%以上のエネルギー消費原単位（エネルギー使用量を、床面積等エネルギー使用量と密接な関係を持つ数値で割った値）又は電気需要平準化評価原単位（夏期・冬期のピーク時間帯の電気使用量を1.3倍して算出した原単位）の低減

<特定事業者の指定>

設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が1,500k1以上である事業者を「特定事業者」として指定

<エネルギー管理統括者・管理企画推進者>

- ・特定事業者は、エネルギーを消費する設備の維持等を統括管理する「エネルギー管理統括者」を選任
- ・特定事業者は、エネルギー管理統括者を補佐する「エネルギー管理企画推進者」を選任

<エネルギー管理指定工場の指定>

- ・エネルギーの年度の使用量の合計量が3,000k1以上の工場を「第一種エネルギー管理指定工場」として指定
- ・エネルギーの年度の使用量の合計量が1,500k1以上3,000k1未満の工場を「第一種エネルギー管理指定工場」として指定

<エネルギー管理者（員）>

エネルギー管理指定工場ごとに、エネルギーを消費する設備の維持等を管理する「エネルギー管理者（員）」を選任

<中長期計画書・定期報告書>

- ・特定事業者は、毎年度、エネルギーの使用の合理化の目標達成のための中長期的な経過を作成し国に提出する
- ・特定事業者は、毎年度、エネルギーの使用量等を国に報告する。

○地方公共団体の省エネ法の対応

- ・地方公共団体全体のエネルギー管理が義務付けられる。
- ・資産管理を首長以外の者が行っている場合は、独立した別事業者として捉える。
例) 地方公営企業（企業局）、警察組織、学校（教育委員会）、収容委員会
- ・指定管理者制度については、財産取得、処分を行える規定が無いいため、施設設置の地方公共団体が省エネ法上のエネルギー管理を行う。

○本県における改正省エネ法の庁内推進体制

- ・省エネ法においては、知事部局・企業局・がんセンター局・教育委員会・静岡県警察がそれぞれ独立した別事業者
- ・本プランに基づき、全庁的に省エネルギー対策を推進する。
- ・推進にあたり、省エネ法に基づき、事業者ごとに次の者を選任する。
【エネルギー管理統括者】エネルギーの統括管理者
【エネルギー管理企画推進者】エネルギー管理統括者を実務面で補助する者

10 静岡県地球温暖化防止条例

(1) 要旨

静岡県地球温暖化防止条例（平成 19 年 7 月 1 日施行）により、地球温暖化の防止について県、県民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策地域推進計画の策定、温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を定め、地球温暖化対策の推進を図ります。

(2) 概要

ア 目的（第 1 条）

県、事業者、県民及び観光旅行者等の参加と協働による取組を促進していくことにより、持続的な発展を実現し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与。

イ 責務（第 3 条～第 7 条）

県、事業者、県民の責務のほか、本県の観光客の多さを反映して、観光旅行者等に対する責務を規定。

ウ 地球温暖化対策地域推進計画（第 8 条～第 9 条）

地球温暖化対策地域推進計画の策定と計画に基づく地球温暖化対策の実施状況等を公表。

エ 事業活動等に係る地球温暖化対策（第 10 条～第 26 条）

部門別施策	施策の概要
1 事業活動に係る対策(産業・運輸部門) (第 10 条～第 14 条)	温室効果ガス排出削減計画書
2 自動車通勤等に係る対策(運輸部門) (第 15 条～第 19 条)	自動車通勤環境配慮計画書
3 機械器具に係る対策(家庭・運輸部門) (第 20 条～第 22 条)	省エネルギー性能情報の表示等 新車に係る温室効果ガスの排出の量等の説明
4 建築物に係る対策(業務部門) (第 23 条～第 26 条)	建築物環境配慮計画書

オ 地球温暖化防止に関する啓発等（第 27 条～第 28 条）

- ・地球温暖化防止に関する理解の促進
- ・県民又は民間団体が行う活動の業績の公表及び表彰

カ その他

- ・報告や資料の追加提出（第 29 条）

条例の施行において必要な限度において、各計画書に記載した措置の実施状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

- ・勧告（第 30 条～第 31 条）

正当な理由なく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出した者に対し、提出等、又は提出等の内容の是正すべきことを勧告。勧告を受けたものが正当な理由なく勧告に従わないときは、その内容等を公表。

参考 事業活動等に係る地球温暖化対策の詳細

体系別施策	施策	概要	対象者
1 事業活動に係る対策(産業・運輸部門)	温室効果ガス排出削減計画書の作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の報告 ・温室効果ガスの排出削減目標、排出削減のための計画の作成・提出・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内において、エネルギー使用量が、原油換算で 1,500k1/年以上の事業所 ・小売業・サービス業を主な業務とする 24 時間営業事業者(コンビニエンスストア等) ・県内において一定台数以上の自動車(トラック・バス 100 台、タクシー150 台)を使用する運輸事業者 ・エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスの排出量が、温室効果ガスの種類ごとに年間 3,000t-CO₂ 以上の事業所
2 自動車通勤等に係る対策(運輸部門)	自動車通勤環境配慮計画の作成等	通勤時に使用する自動車から排出される温室効果ガスの排出抑制に係る計画の作成・提出・公表	従業員の数が 1,000 人以上で従業員の 6 割以上がマイカー通勤をしている事業所
3 機械器具に係る対策(家庭・運輸部門)	省エネルギー性能情報の表示等	ラベル等による家電製品(エアコン等)の省エネ情報の店頭表示、説明	県内の家電製品販売事業者
	新車に係る温室効果ガス排出の量等の説明	自動車(新車)を購入しようとする者に対する当該自動車の環境情報の提供・説明	県内の自動車(新車)販売事業者
4 建築物に係る対策(業務部門)	建築物環境配慮計画書の作成等	新築、増改築を行う建築物の環境配慮のために講ずる措置等を定めた計画の作成・提出・公表	県内において、環境への負荷が相当程度大きい建築物(床面積 2,000 m ² 以上の建築物)の新築及び増改築を行おうとする建築主

11 静岡県地球温暖化対策推進本部

(1) 目的

静岡県における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進

(2) 設置年月日

2009（平成21）年1月19日

(3) 所管事務

- ・ 県内の温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策の推進及び調整（「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の推進）
- ・ 県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制のための措置（本プランの推進）
- ・ 県内の気候変動の影響による適応策の推進。その他、温暖化対策に必要な事項。

(4) 組織

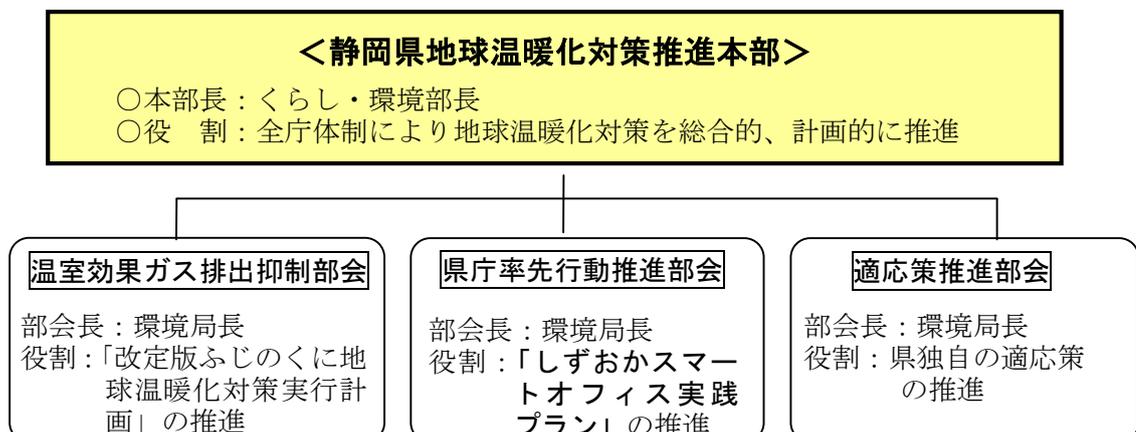
ア 構成員

本部長：くらし・環境部長			
本部員（18名）			
知事直轄組織 知事戦略局長	危機管理部部長代理 兼危機管理監代理	経営管理部総務局長	くらし・環境部 部長代理
文化・観光部部長代理	健康福祉部部長代理	経済産業部部長代理	交通基盤部部長代理
出納局次長 兼会計管理課長	企業局次長 (国内産業振興担当)	がんセンター局 事務局次長	議会事務局次長 兼総務課長
人事委員会事務局 総務課長	監査委員事務局 総務課長	労働委員会事務局 総務課長	収用委員会 審理調整課長
教育委員会教育次長	警察本部総務部長		

イ 部会

- ・ 温室効果ガス排出抑制部会、県庁率先行動推進部会、適応策推進部会の3部会を設置
- ・ 推進本部の所掌事務について、具体的検討を実施
- ・ 部会は、必要に応じ、ワーキング・グループを設けることが可能

<組織イメージ図>



ウ 静岡県地球温暖化対策推進本部 県庁率先行動推進部会員名簿

区分	部局名	職名
部会長	くらし・環境部	環境局長
部会員	知事直轄組織	総務課長
	危機管理部	総務課長
	経営管理部	総務課長、管財課長、管財課資産経営室長、 営繕企画課長、設備課長
	くらし・環境部	総務監、環境政策課長、 廃棄物リサイクル課長
	文化・観光部	総務監
	健康福祉部	総務監
	経済産業部	総務監
	交通基盤部	総務監
	出納局	会計管理課長、用度課長
	企業局	経営課長
	がんセンター局	がんセンター事務局管理課長
	議会事務局	総務課長
	人事委員会事務局	総務課長
	監査委員事務局	総務課長
	労働委員会事務局	総務課長
	収用委員会事務局	審理調整課長
	教育委員会	教育総務課長、財務課長
	警察本部	会計課長、施設課長

(5) 開催実績

年月日	内容
H29 (2017) 年 5 月	第 1 回県庁率先行動推進部会担当国会議
8 月	県庁率先行動推進部会 (文書照会)
11 月	第 1 回県庁率先行動推進部会
H30 (2018) 年 2 月	第 2 回県庁率先行動推進部会
2 月	静岡県地球温暖化対策推進本部 (文書照会)



静岡県 暮らし・環境部 環境局 環境政策課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL : 054-221-2208・3781
FAX : 054-221-2940
E-mail : kankyou_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp